



合理的配慮の申請から支援まで

立教大学では、しょうがいのある学生のみなさんが充実した学生生活を送れるように、「立教大学しょうがい学生支援方針」に基づいて修学上のサポートを行っています。しょうがいのある学生が支援を希望し、大学がその必要性を確認した場合に、合理的配慮の提供を行います。修学上の困りごとがある場合は、しょうがい学生支援室にご相談ください。

1 問い合わせ・相談

支援（合理的配慮）を希望する学生は、しょうがい学生支援室までご連絡ください。担当者より面談の日時を連絡します。

2 面談

専門のコーディネーターが面談を行い、修学上の困難や必要とする合理的配慮の内容など具体的に聞き取りを行います。

3 合理的配慮の申請

コーディネーターとの面談後、合理的配慮を申請する場合は以下の書類を準備し、しょうがい学生支援室へ提出します。

- ① 支援申請書（本学所定様式）
- ② 診断書・意見書・障害者手帳の写し等（状態を適切に把握するための根拠資料）

【申請締切】 春学期：5月31日 秋学期：11月15日

※しょうがい学生支援室の窓口閉室日にあたる場合は、それ以前の窓口開室日までとします。

※申請から配慮内容の決定まで、1か月程度の期間を要します。

※締切日以降も申請を受け付けますが、次学期に向けて調整をすることになります。

4 配慮内容の審議・決定

しょうがい学生支援会議（所属学部・研究科及び関係部局による会議）において、合理的配慮の必要性の判断や具体的な内容を審議・決定します。

5 合理的配慮の開始

科目担当者に対して合理的配慮に関する文書（配慮情報提供書）が周知されますので、学生本人から科目担当者へ申し出て、建設的な対話を通じて合理的配慮の方法を調整してください。双方が十分な共通理解を図ったうえで合理的配慮の提供が開始されます。

6 フィードバック

合理的配慮開始後も担当コーディネーターとの定期面談により、修学状況の確認を行います。必要に応じて配慮内容を見直し、調整します。

合理的配慮とは

しょうがいのある学生が、他の学生との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの*をいいます。

7つの要素** (①個別のニーズ ②社会的障壁の除去 ③非過重な負担 ④意向の尊重 ⑤本来業務付随 ⑥機会の平等 ⑦本質変更不可) を考慮の上、建設的対話を通じて配慮内容を決定します。

なお、合理的配慮は単位修得を補償するものではなく、また、希望した配慮が全てそのまま提供されるものではありません。

* 参照:障害者権利条約(第2条「定義」)

** 参照:独立行政法人日本学生支援機構「紛争の防止・解決等のための基礎知識」

合理的配慮申請にあたっての留意事項

- 合理的配慮はしょうがいのある学生の修学支援を目的としています。一時的な疾病、怪我による困難は対象外です。
- 学生本人の状態を適切に把握するため、状態像に変化のあるしょうがいの場合は、原則として学期ごとに直近3か月以内(入学時は6か月以内)の医師による診断書、意見書等の根拠資料の提出が必要となります。

合理的配慮にあたらぬ可能性が高い配慮の具体例

- 他の学生と異なる基準での成績評価や、卒業に必要な単位数および要件を緩和すること
- 必修科目の受講自体の免除や到達目標の評価(もしくは成績評価)に必要な課題や試験の免除、単位を無条件に付与すること
- 欠席した授業を出席扱いにすること
- 配慮情報提供書発行前にさかのぼって対応・配慮を求めること
- 授業や日常生活のあらゆる場面で専属の介助者や専門知識を持つスタッフを常時配置するよう求めること
- 他の学生の学習を著しく妨げるような対応を求めること
- 大学の財政状況等を考慮せず、大規模な施設改修や設備導入を要求すること

【お問い合わせ】

立教大学

しょうがい学生支援室



合理的配慮と支援申請手続き
(動画)



しょうがい学生支援室
(RIKKYO PORTAL)

池袋キャンパス

〒171-8501
東京都豊島区西池袋3-34-1 12号館1階
TEL 03-3985-4818
E-mail sien@rikkyo.ac.jp

新座キャンパス

〒352-8558
埼玉県新座市北野1-2-26 7号館2階
TEL 048-471-7072
E-mail sien@rikkyo.ac.jp